

熊 野 市 農 業 委 員 会

第 3 1 回 総 会

平成 2 9 年 9 月 8 日

第31回熊野市農業委員会総会議事録

日 時 平成29年9月8日(金)

午前 9時30分～

場 所 熊野市役所2階 第1会議室

(出席委員)

会 長

委 員

多 川 進	坂 口 輝 之	山 本 肇	井 谷 雄 二
原 田 稔 夫	森 岡 正 樹	松 田 良 広	大 江 愛 久
岡 田 住 夫	室 谷 政 輝	松 本 源 一	榎 本 満
栗 原 清 志	杉 谷 俊 毅	増 田 幸 美	大 橋 秀 行
辻 本 浩 規	小 瀬 功	福 山 康 子	栗 須 幹 生

(欠席委員) 仲 森 廣 光 山 口 政 高 福 岡 淳 史
浦 坪 昇

(事務局) 事務局長 吉井 敬幸 農政係長 鈴木 健 係 竹原 千名

会議次第

1. 議事

第1号議案 農地法第3条許可審議の件

第2号議案 農地法第5条許可審議の件

承認事項 (1)非農地証明願いについて

報告事項 (1) 農地所有適格法人報告書の提出について

(2) 農地法第3条の規定による許可の一部取り消しについて

2. その他

議 長 皆様おはようございます。委員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただいまの出席委員は、20名であります。

欠席の届出は、8番仲森委員、19番山口委員、21番福岡委員、22番浦坪委員から出されております。

定足数に達しておりますので、ただいまから熊野市農業委員会第31回総会を開会いたします。

最初に議事録署名委員の指名についてであります。熊野市農業委員会総会会議規則第10条第3項に議長が指名するとなっておりますので、15番栗原委員、16番杉谷委員の2名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。事務局に総括表の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 第31回総会総括表、3条所有権の移転は、1件で畑466㎡、計466㎡でございます。5条所有権の移転は、1件で畑299㎡、計299㎡でございます。承認事項といたしまして、非農地証明願いは1件で、畑842㎡、計842㎡でございます。合計は、3件で、畑1,607㎡、総合計は、1,607㎡でございます。以上です。

議 長 第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきまして提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、紀和町平谷字前地■■■■番、台帳畑、現況畑、面積466㎡でございます。譲渡人は、愛知県名古屋市■■■■さん他5名。理由は空き家と同時に農地を譲渡したいということでございます。譲受人は、大阪府堺市■■■■さん。所有面積、耕作面積とも0aです。農作業歴は、1年です。通作距離又は時間は、空き家から0分です。世帯員等従事者は、1人です。理由は、空き家と農地を同時に取得し、花卉苗木を栽培するというでございます。

第1号議案の1番については、申請書の内容等書類審査において農地全ての効率的利用等農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。なお、8月31日に現地において農地部会長、副部会長、地元委員、事務局により申請者への聞き取り調査済みで

す。現地の説明については、説明員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの第1号議案、1番について、紀和町の福岡委員が欠席されておりますので、事務局から説明をさせます。

事務局（農政係長）

8月31日に農地部会長、副部会長、福岡委員、事務局とで譲受人本人と譲受人の父と現地で聴き取り調査をいたしました。現在、堺市に住んでおりますが、譲受人は父と一緒に造園業を営んでおり、奈良県と京都を主に業務の範囲としております。業務の範囲が堺市から遠方となってきたため、不便となり、拠点となる住居地を探していたところ、熊野市の空き家登録を確認したところ、条件の良い住宅があり、売り主との間で売買の契約が成立したため、農地と共に居住できる住宅を買い受けることとなりました。熊野市の空き家バンクについての活用となったため、今回の現地調査の前にも、既に区長立会いの下、買主と売主との間で現地を確認しており、近隣も方にはすでに説明されているとのことでした。現地は紀和町平谷の赤木城前農免道路を育生側に走り、平谷の公民館に上がる農免道路側から50メートルほど行ったところにあります。主に住居となる住宅は昭和46年に建設されたもので、居住することは十分可能であり、そのほか3棟の離れの住宅も付属建物としております。農地については、住居の後ろの高台で接しており、現在は草刈りをして管理されております。この農地の今後の利用は、造園業を営んでいるため、花卉・樹木など造園に係る苗木の栽培を行う予定としており、農地として活用することとしています。地元農業委員からは獣害対策の実施について必要だと言われておりました。今回の件については、地元農業委員からは新たに若い方が転入して、地元としても喜ばしいことで、農地の活用についても造園業として知識もあることから、地元農業委員として何ら問題はないと聞いておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 第1号議案につきましては、事務局からは、許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

（なし）

議長 ありませんか。

特にご意見もないようですのでお諮りいたします。第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきましては、原案を承認するこ

とにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議なしとのことですので、第1号議案につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に、第2号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請につきまして、知事に意見を附するため提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。それでは、事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、金山町字南野■■■■番■■■、台帳畑、現況休耕、面積299㎡でございます。譲渡人は、南牟婁郡御浜町岡村好美さん。譲受人は、井戸町■■■■さん。転用の目的・施設の内容等ですが、住宅用地で住宅2階建て1棟、建築面積60.07㎡を新築するということでございます。添付書類といたしまして位置図、現況図(案内図)、土地利用計画図、建築確約書、建物平面図、資金証明書、■■■■さんの同意書、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

第2号議案の1番については、申請書に記載された内容等書類審査及び現地調査の結果から、転用事業の確実性等農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの第2号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。所有権移転の1番について、金山町お願いいたします。

13番(榎本委員) 13番、榎本です。

第2号議案の1番について説明させていただきます。転用の目的は、先ほど事務局より説明のあったとおりです。住宅用地で、譲受人■■■■さんは教員をしている方で、申請地を譲り受けて自宅を新築しようとするものでございます。現地は金山多目的集会所より県道53号御浜方面へ向かって300mほどのところでございます。申請地の周囲は、北側は県道、東と西側に住宅が建っております。南側は畑となっております。この案件につきましては、地元委員としては、何ら問題ないと思っておりますのでよろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 第2号議案につきましては、地元委員さんからは許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につつま

して、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議長 ありませんか。

特にご意見もないようですので、農地部会長さん何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長（多川委員） 1番、多川です。

地元委員の言うとおりの何も言うことはございません。

議長 農地部会長さんからは、特に問題がないとのことですのでお諮りいたします。第2号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、第2号議案につきましては原案を承認することと決定し、その旨の意見を附し知事に進達することといたします。

議長 次に承認事項1非農地証明願いについてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、飛鳥町小阪字佐田[]番[]、台帳畑、現況宅地、面積495㎡ほか計2筆842㎡でございます。出願者は飛鳥町小阪[][]さん。転用時期・理由・施設の内容・添付書類ですが、昭和61年に土地を造成し、境内地として利用したということでございます。添付書類といたしまして、位置図、現況図（案内図）、平成6年撮影の航空写真、公図、土地登記事項証明書が添付されております。承認事項1については、申請書に記載された内容等書類審査及び現地調査の結果、承認要件を満たしていると考えております。現地の説明については地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番について、飛鳥町お願いいたします。

15番（栗原委員） 15番、栗原です。

今回、この土地に納骨堂を建設したいということで調査したところ、ここが宅地になっているということです。昭和61年に宅地造成をし、境内地として利用しておりました。すでに30年以上たっており、非農地は20年以上の経過があればよいということですので、この件についてはなんら問題

ないと思います。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 ただいまの承認事項1につきましては、地元委員さんからは、承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきましてご意見があれば発言をお願いします。

(なし)

議 長 ごございませんか。

特にご意見もないようですので、農地部会長さん、何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長（多川委員） 1番、多川です。

地元委員の言うとおりで何も問題ないと思います。

議 長 農地部会長さんからは、特に問題がないとのことですのでお諮りいたします。承認事項1非農地証明願いについてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議なしとのことですので、承認事項1につきましては、原案を承認することと決定いたします。

議 長 次に、報告事項1、農地所有適格法人報告書の提出について事務局から説明いたさせます。

事務局（農政係長） 報告事項1農地所有適格法人報告書の提出について説明いたします。農地所有適格法人は、農地法第6条第1項の規定によりまして、毎年事業の状況などを農業委員会に報告しなければならないこととされております。また、農地法施行規則第58条第1項では、報告は事業年度の終了後3か月以内に、農業委員会に報告書を提出しなければならないと規定されております。熊野市内では、農地所有適格法人は株式会社金山パイロット及び有限会社熊野薬草園の2法人で、両法人から報告書が提出されましたので、農地所有適格法人たる要件を満たしているか否かを事務局において確認いたしました。確認の結果、金山パイロット、熊野薬草園ともに農地所有適格法人としての要件である「組織形態要件」「構成員要件」「事業要件」「業務執行役員要件」の4要件を満たしているという結果でございました。お手元の農地所有適格法人要件確認書をもって報告とさせていただきます。以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明につきましてご質問はございませんか。

(なし)

議 長 次に、報告事項 2、農地法第 3 条の規定による許可の一部取り消しについて、事務局から説明をいたさせます。

事務局（農政係長） 報告事項 2 について説明いたします。前回開催の第 30 回総会で、議案第 1 号の 1 で農地法第 3 条の許可を受けた飛鳥町小阪字相谷の農地について、5 筆中 3 筆が申請人の誤りにより、平成 29 年 8 月 23 日付けで農地法の許可の一部取り消し願いがありましたので、地元農業委員と確認を行った結果、この 3 筆の取り消し願いを受理し、取り消しを行いましたので、ご報告させていただきます。

議 長 ただいまの事務局の説明につきまして、ご質問はございませんか。
(なし)

これをもちまして、本日の総会に附議された議案、承認事項等はすべて議了いたしました。ほかに何かございませんか。

議 長 なければ、事務局から連絡事項がございます。事務局。

事務局 それでは事務局から連絡事項を申し上げます。

仲森会長が 8 月 17 日に緊急に入院されました。現在も熊野市内の病院に入院されておりますが、元気だと聞いております。熊野市農業委員会互助会からの報告ですが、互助会会則に基づきまして、見舞いをさせていただきました。ご了承くださいますようお願いいたします。

次にお手元に「農山漁村のつどい」というチラシをお配りさせていただいておりますので、ご覧いただきまして、出席したいと思われる委員さんがおられましたら、まずは事務局の方へ連絡いただけたらと思います。

次回の現地調査ですが、9 月 29 日、金曜日、午前 8 時 30 分に市役所を出発いたします。関係される委員さんにはよろしくようお願いいたします。

また、次回の第 32 回総会は、10 月 10 日、火曜日、午前 9 時 30 分から、市民会館 1 階の南大会議室での開会を予定しておりますのでよろしくお願い申し上げます。事務局からは以上です。

議 長 これをもちまして、第 31 回総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(閉会 午前 9 時 52 分)

議事録署名委員

15番委員

16番委員

会 長